

# 平成31年度 保育園等入園の申し込みについて

佐渡市子ども若者課

## (1) 保育園等の利用について

保育園等を利用するには、入園申込と同時に「保育の必要性と必要量」の認定（支給認定といいます。）を受ける必要があります。支給認定は以下の区分によって分けられます。

区分	児童年齢	認定基準	利用施設
1号認定こども	3歳以上	お子さんが3歳以上で、幼稚園等での幼児教育を希望の場合	幼稚園 認定こども園
2号認定こども	3歳以上	お子さんが3歳以上で、保育所等での保育を希望の場合	公立保育園 私立保育園 認定こども園
3号認定こども	3歳未満	お子さんが3歳未満で、保育所等での保育を希望の場合	公立保育園 私立保育園 認定こども園

## (2) 認定兼入園申請から入園承諾までの流れ

11月  
受付期間



12月～  
利用調整（選考）



1月末～2月上旬  
入園決定



4月中旬頃  
保育料の決定

- ・入園申請と同時に支給認定を受けていただきます。
- ・必要書類を第1希望の保育園・認定こども園または市役所へ提出してください。
- ・受付から1ヶ月以内を目処に、佐渡市から支給認定証が交付されます。  
ただし、入園を確約するものではありません。

- ・申請者の希望、施設の状況などにより、佐渡市が利用調整します。
- ・申請状況により希望の施設を利用できない場合や、保育の実施基準の該当事由により利用時間・期間の希望に添えない場合があります。
- ※利用調整・・・申込多数で定員数を上回る場合などに、保育の必要性の優先度により、利用可能な方を選考すること。

- ・入園承諾書を発送します。

- ・佐渡市から入園している保育園経由で保育料を通知します。
- ・途中入園の場合は、入所してから通知します。

## (3) 支給認定について

保育園または認定こども園を利用するためには、佐渡市から保育の必要性と必要量の認定を受けていただく必要があります。支給認定を受けることができなくなった場合や、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、施設を利用できなくなりますのでご注意ください。

支給認定は、児童の保護者が2ページに記載の保育を必要とする事由に該当する場合に行います。  
保育を必要とする事由や保護者の状況に応じて、「保育標準時間」または「保育短時間」のいずれかを認定します。

#### (4) 保育を必要とする事由、保育必要量について

保育を必要とする事由や保護者の状況によって、保育標準時間と保育短時間のいずれかを認定します。なお、それぞれの保育必要量によって保育実施時間や利用者負担額(保育料)が異なります。

##### ◎保育を必要とする事由

保育を必要とする事由	保育を利用できる時間 (保育必要量の区分)	備考(基準となる時間等)
就労(フルタイム等)	保育標準時間(11時間)※	月平均120時間以上の就労
就労(パートタイム等)	保育短時間(8時間)	月平均48時間以上～120時間未満の就労 ※月平均48時間未満の場合は認定されません。
妊娠・出産	保育標準時間(11時間)※	産前6週間、産後8週間の期間内
疾病・障害	保育標準時間(11時間)※	
介護・看護	保育標準時間(11時間)※	
災害復旧	保育標準時間(11時間)※	
求職活動	保育短時間(8時間)	<b>保育の認定期間は最長90日</b>
就学	就労に準じて判断	
その他	状況により判断	

##### ◎保育の必要量

保育時間(区分)	利用可能な時間範囲	延長保育利用時間
保育標準時間認定 (最長11時間)	7:30～18:30	7:30以前と18:30以降の利用が必要な場合、申請により延長保育をご利用いただけます。(7:30以前は開園している園のみ)
保育短時間認定 (最長8時間)	8:00～16:00	8:00以前と16:00以降の利用が必要な場合、申請により延長保育をご利用いただけます。

※保育標準認定を選択できる方は、希望により保育短時間も選択可能です。

※1号認定の預かり時間などについては、直接認定こども園へお問い合わせください。

##### ◎延長保育

認定時間を超えて保育園を利用する必要がある場合は、別途申請が必要です。また、延長保育を利用した場合、保育料とは別に延長保育利用料(30分以内1回50円)が発生します。

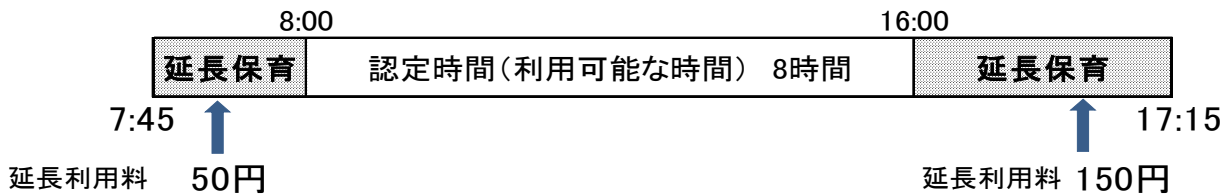
ただし、施設の開園時間が認定時間よりも短時間の場合(公立保育園の土曜日の半日保育など)は、認定時間を超えた利用でも延長料金は発生しません。

保育時間(区分)	延長保育利用時間と料金基準
保育標準時間認定 (最長11時間)	7:30以前から利用の場合 ⇒ 7:00以降50円 18:30以降利用の場合 ⇒ 19:00まで50円、以降同様に30分毎に50円
保育短時間認定 (最長8時間)	8:00以前から利用の場合 ⇒ 7:30以降50円、7:00以降100円 16:00以降利用の場合 ⇒ 16:30まで50円、以降同様に30分毎に50円

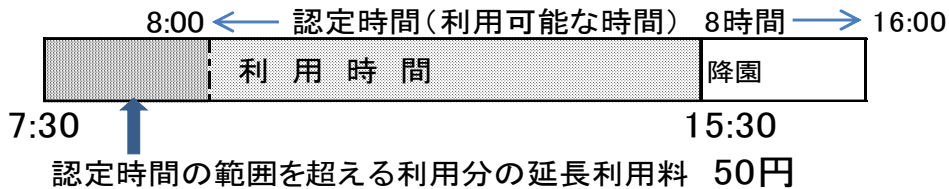
延長保育を利用する場合、原則利用する日の前月の10日までに、申請が必要です。申請については、各施設にお問い合わせください。

##### ◎延長保育料の算出例

①短時間認定の方が、平日に7時45分から17時15分まで保育園等を利用した場合、延長料金は200円



②短時間認定の方が、土曜日に7時30分から15時30分まで保育園等を利用した場合、利用時間は8時間だが、認定時間である8時から16時の範囲を超える利用（8時以前からの利用）のため、延長料金は50円（土曜日に8時間以上開園の実施園）



③短時間認定の方が、土曜日は半日保育を実施している保育園（公立など）で、7時30分から12時まで利用の場合、認定時間である8時から16時を超える利用（8時以前からの利用）ではあるが、開園時間（利用できる時間）が認定時間（8時間）よりも短いため延長料金はかからない。

#### (5) 求職活動要件での入園について

父または母が求職活動で入園する児童について、支給認定の期間は最長90日（3ヶ月）、入園承諾期間は最長6ヶ月です。

一定期間内に就労先が見つからず、就労等へ認定変更ができない場合には、佐渡市において、活動の内容や状況を把握するために面談を行うことがあります。面談の結果、保育の必要性がないと判断された場合には、退園していただくこととなりますのでご承知おきください。

なお、退園となった場合は、当年度中の求職活動要件での再入園は出来ません。

面談は、3歳未満児が入園している家庭のみ行う予定です。3歳以上児については、定員に余裕がある場合は継続入園を可能としますが、年度途中入園などを含め、定員を超える申込があった場合などは利用調整の対象となります。

#### (6) 3歳以上児の保育園利用について

当年度4月1日時点で満3歳以上である児童について、幼稚園・認定こども園を希望する児童は、保育の必要性が認められない場合は原則保育園への入園はできません。

ただし、社会性を身に付けるためや小学校への円滑な進学のために幼児教育を希望するが、小学校区内に幼稚園・認定こども園がないなど、やむを得ない理由で希望の施設に通えない児童は、特例として保育園へ入園することが可能です。

なお、年度途中入園などを含め定員を超える申込があった場合などは利用調整の対象となります。認定・入園の条件は次のとおりです。

- ①当年度4月1日時点で、満3歳以上児である（3～5歳児クラスである）こと。
- ②小学校区内に幼稚園・認定こども園がなく、最寄の幼稚園・認定こども園へも通えないこと。
- ③3歳未満児の弟妹がいる場合は、弟妹は自宅で保育をする（保育園入園を希望しない）こと。

#### (7) 妊娠・出産後の継続入園について

○妊娠・出産の認定期間が満了した在園児について、下記の事由に当てはまる方は継続入園が可能ですので変更届を提出してください。

①就労 ②育休 ③疾病・障害 ④介護・看護 ⑤災害復旧 ⑥就学

○妊娠・出産の認定期間が満了後、求職活動を理由とする継続入園は原則できません。

○勤務先で制度上の育児休暇は取得できなかったが、再雇用の予定がある場合は、再雇用（復職）することが分かる就労証明書が提出できる方は育休として認定し、継続入園が可能です。

○3歳以上児については、「(6) 3歳以上児の保育園利用について」に該当する児童は継続入園が可能です。

### (8)同居の祖父母について

同居の祖父母が保育を必要とする事由に該当する場合は、証明書類の提出が必要です。

ただし、同居の祖父母が65歳以上の場合は、保育実施基準審査の対象外ですので、保育を必要とする証明書の提出は不要です。

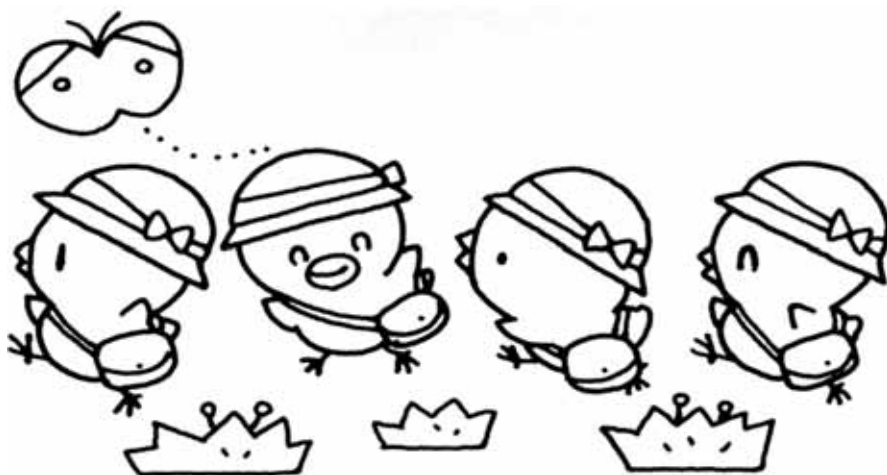
また、65歳未満の同居の祖父母が無職や求職活動等であっても、保育園・認定こども園を利用できる世帯として認定されます。ただし、その場合は保育短時間認定（8時間）となります。

なお、申請状況等によっては、希望の施設を利用できない場合があります。

### (9)育児休業明けの入園の取扱いについて

復職する日の1ヶ月前から入園可能です。ただし、新規入園児童（慣らし保育が必要な児童）に限ります。その場合、就労としての認定となります。

※慣らし保育が不要な児童の場合は復職日からの入園承諾となります。



### (10)提出書類

以下の必要書類を全て揃えて提出してください。不足の書類がある場合は受付できませんのでご

ご注意ください。(④は該当者のみ)

- ① 施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定兼入園申請書  
 ※「記入上の注意」をよくご確認の上、記入漏れがないようにお願いします。
- ② 保育を必要とする事由の証明書・添付書類等（下記の表で該当する書類を提出してください）  
 ※父母および同居している65歳未満の祖父母の分が必要です。また、父母の代わりに日常的に児童の面倒を見ている方がいる場合は、その方の分も必要です。
- ③ 生活調査票
- ④ 父および母の平成30年度課税証明書（平成30年1月1日時点で住民票が佐渡市にあった方は不要）

保育を必要とする事由	証明等書類	証明者・確認者	必要な添付書類
<input type="checkbox"/> 就労（家庭外労働） ※法人（会社）で雇用されている場合	就労証明書（家庭外労働）	事業主	※就労予定（内定）の場合、入園後1ヵ月以内に再提出
<input type="checkbox"/> 就労（家庭内労働） ※自営業・農業・漁業内職など	就労証明書（家庭内労働）	委託者 保育園長もしくは市担当職員	確定申告書、事業開始届、委託契約書など、自営業を確認できる書類の写し
<input type="checkbox"/> 妊娠・出産	出産証明書		母子手帳の写し
<input type="checkbox"/> 疾病・障害	疾病・障害申出書	保育園長もしくは市担当職員	・疾病・負傷の場合、診断書等 ・障害の場合、手帳の写し
<input type="checkbox"/> 介護・看護	介護・看護申出書	保育園長もしくは市担当職員	・介護、看護を必要とする人の診断書のその写し ・障害等の場合、手帳の写し ・要介護認定の場合、結果通知の写し等
<input type="checkbox"/> 災害復旧	災害復旧申出書	保育園長もしくは市担当職員	
<input type="checkbox"/> 就学	就学等証明書	保育園長もしくは市担当職員	在学等証明証の写し
<input type="checkbox"/> 求職活動※	求職活動報告書		

※求職活動の場合、保育認定期間は最長90日となります。なお、その後、改めて求職活動報告書の提出があった場合は、その時点から同様の期間で認定される場合があります。

ただし、一定期間、保育を必要とする事由へ変更しなかったり、保育の必要性が認められない場合は、退園していただく可能性があります。

**※利用期間中に父又は母が保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、支給認定を受けることができなくなり、施設の利用ができなくなりますので、ご注意ください。**

◎下記に該当する場合は、追加書類の提出をお願いします。

<input type="checkbox"/> ひとり親世帯	児童の保険証の写し
<input type="checkbox"/> 離婚調停中の方	調停中であることが分かる書類（申立書の写し等）
<input type="checkbox"/> 在宅障がい者がいる世帯	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のうちいずれか
<input type="checkbox"/> 海外勤務者等で日本での課税がない方	平成29年1月～12月までの所得がわかる書類（源泉徴収票など）

### (11) 提出先・受付期間について

◎提出先 第1希望の施設または市役所（本庁子ども若者課、各支所・行政サービスセンター）

◎受付期間 平成30年11月1日（木）～11月30日（金）

※受付期間を過ぎても随時受付しますが、各施設の定員等の状況により、希望の施設を利用できない場合がありますので、なるべく受付期間中に申し込んでください。

### (12) 保育料について

- 保育料の算定については、父母をはじめ、必要に応じて同居の祖父母いずれかの市町村民税額により算出されます。
- 4～8月は前年度市町村民税額、9月以降は当年度市町村民税額により保育料が算出されます。  
※平成30年1月1日に佐渡市に住所がなかった方は、前住所地の平成30年度課税証明書を提出してください。**※父母（両方）の分が必要になります。**
- 在園児の兄姉が小学校1年生から3年生の年齢の範囲にいる場合、在園児は無料になります。また、同時在園でも第2子目以降は無料です。
- 世帯の市町村民税額の合計が、77,101円未満のひとり親または障がい者のいる世帯の1人目は半額、2人目以降は無料です。（非課税世帯は、1人目から無料です。）
- 世帯の市町村民税額の合計が、57,700円未満の多子世帯（お子様が2人以上いる世帯）の2人目以降は半額、3人目以降は無料です。
- 上記の減免が適用される場合でも、課税証明書の提出が必要です。

### (13) 保育料無償化について

現在、国では、平成31年10月からの保育料無償化が検討されています。対象となる児童は、3歳以上児及び市町村民税非課税世帯の0～2歳児です。

正式な決定がありしだい、お知らせします。

### (14) その他

- 希望の保育園等が申込み多数の場合など、施設の面積や利用定員数等により、第1希望の施設に入園できない場合がありますので、必ず第3希望まで保育園等の名称をお書きください。
- 住所や勤務先の変更、保育を必要とする事由に変更があった場合は、就労証明書等の書類を提出してください。また、認定の申請内容に変更があった場合は、支給認定兼入園申請書変更届の提出が必要になりますので、速やかに届出をお願いします。  
**※就労状況等が変わったにもかかわらず届出なかった場合、虚偽の申請があったとして認定・入園承諾を取り消す場合があります。**
- 変更申請を提出した場合、翌月からの変更認定となりますのでご注意ください。